## 田原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に住居費及び引越費用の一部について予算の範囲内で交付する田原市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、田原市補助金交付要綱(昭和51年4月1日施行)に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、もって地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月14日までの間に婚姻届 を提出し、受理された夫婦をいう。
  - (2) 継続補助世帯 前年度に補助金の交付決定を受けた夫婦で、前年度の補助金の受給額が補助上限額に達しなかったものをいう。
  - (3) 住居費 婚姻を機に市内で新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費(土地の購入費を除く。) 又は賃料(当該賃料に対して住宅手当、家賃補助等が支給されている場合は、これらに相当する額を控除した額)、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
  - (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅の機能の維持または向上を図るために 行う修繕、増築、設備更新等の工事に要した費用をいう。ただし、倉庫及 び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並び にエアコン等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。
  - (5) 引越費用 婚姻を機に市内の新居に引っ越した際に利用した引越業者又

は運送業者へ支払った額をいう。

(6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために 貸与された資金をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、新婚世帯及び継続補助世帯で、次の各号のいずれにも該当する世帯とす る。
  - (1) 夫婦共に市内に住所を有すること。
  - (2) 住居が市内にあること。
  - (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
  - (4) 世帯所得(令和5年1月1日から同年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した額(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額))が500万円未満であること。
  - (5) 夫婦共に過去に補助金の交付を受けていないこと。
  - (6) 夫婦共に市税の滞納がないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3 月14日(同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、その原因となる日)までの間に補助対象者が支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用とする。
- 2 交付すべき補助金の額は、前項の補助金の交付の対象となる経費の全額と する。ただし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定め る額を限度とする。
  - (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下である世帯 60万円
  - (2) 前号以外の新婚世帯 30万円

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、この 条の定めるところにより、補助金の交付を申請しなければならない。
- 2 第2条第1号に該当する申請者は、田原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
  - (2) 住民票の写し(続柄が記載されているものに限る)
  - (3) 所得証明書
  - (4) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
  - (5) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し(住居費における新築購入の場合、又はリフォーム費用の場合)
  - (6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
  - (7) 住宅手当等支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
  - (8) 貸与型奨学金の返済額が分かるもの(貸与型奨学金を返済している場合)
  - (9) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 第2条第2号に該当する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
  - (1) 前項第2号に掲げる書類
  - (2) 前項4号から第9号までに掲げる書類のうち、前年度に受給した補助金に係るもの以外のもの
  - (3) 前年度に交付された補助金に係る交付決定通知書の写し

- 4 前項及び前々項の規定にかかわらず、市が保有する公簿により確認することができる書類については、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、 書類の添付を省略させることができる。
- 5 第1項の規定による交付申請は、令和6年6月1日から令和7年3月14 日までの間に行わなければならない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の 交付の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を田原市結婚新生活支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額確定の省略)

第7条 申請書の提出をもって補助金の実績報告書の提出とみなし、決定通知書の通知をもって補助金額確定通知書の通知とみなす。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「被補助決定者」という。)は、令和7年3月31日までに田原市結婚新生活支援 事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速や かに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、被補助決定者が不正に補助金の交付を受けたと認めるときは、 補助金の交付の決定を取り消し、当該被補助決定者に対して交付した補助金 の全額に相当する額を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規 定は、同年3月31日から施行する。